



農地の貸借は農業委員会へ

農家の皆さんが所有している農地の貸借は、農業委員会を通して契約してください。

俗に言うヤミ小作では、農家台帳にも反映せず、耕作面積の証明等もできません。農業委員会を通すことで貸借の期間も明確になり、期限が切れると所有者に権利がかわるので安心です。利用権設定を行う場合は、お近くの農業委員か農業委員会事務局へご連絡ください。

また、認定農業者に貸すと、町の助成も受けられますので、貸し手、借り手ともに有利です。農地の価値ある保全のためにも、遊休農地を減らし、有効に活用しましょう。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局
Tel 0996-86-1111 内線 2211

健康診断書発行を目的とした健康診断の廃止

県の保健所において実施していました健康診断書発行を目的とした健康診断業務については、平成 19 年 3 月 31 日限りで廃止します。

●健康診断書の発行を目的とした健康診断は、公立病院や医療機関等で受診してください。

●県の保健所においては、引続き県民の方々の健康を保持するためのエイズ相談・検査（H I V 抗体検査）、精神保健福祉相談、結核健診、原爆被爆者健診等の健康相談・健康診断を実施します。

【問い合わせ先】

出水保健所
Tel 0996-62-1636

労働保険の年度更新手続

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新の手続きの期間は、4 月 1 日から 5 月 21 日までとなっています。

事業主は、この期間までに平成 18 年度の確定保険料、平成 19 年度の概算保険料の申告と納付を済ませてください。

なお、手続き要領の説明会および申告書の集合受付を次の日程で行いますので、最寄りの会場にお越しください。

集合受付会場で申請書を提出されない場合は、5 月 21 日までに川内労働基準監督署で手続きを行うか、郵送してください。

●年度更新説明会

- ・月日 4 月 13 日
- ・時間 午後 2 時～午後 4 時
- ・場所 出水市音楽ホール

●年度更新申請書集合受付

- ・月日 4 月 24 日
- ・時間 午前 10 時半～午後 3 時
- ・場所 東町漁業協同組合

【問い合わせ先】

川内労働基準監督署
Tel 0996-22-3225

公証役場をご存知ですか

公証役場とは、公証人が法律行為その他私権に関する事実について、文書を作成し、証明を与えることにより、文書の証拠力を高め、または執行力を付与する制度です。

●公証役場の職務

- ・遺言公正証書の作成（自宅、病院

に出張します。）

- ・契約公正証書の作成（借地借家、金銭消費貸借、債務弁済、売買、和解、任意後見、老後の委任、その他）
- ・私文書の認証、外国文認証、宣誓認証、定款認証、尊厳死宣言
- ・事実実証証書の作成、確定日付

公正証書には、強い証拠力と裁判を経ないで強制執行できる執行力があります。公正証書は、遺言などを除き代理人でも作成できます。お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

川内公証役場
Tel 0996-22-5448

犯罪のない安全で安心なまちづくり条例が施行されます

県では、「鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を平成 18 年 12 月に制定し、平成 19 年 4 月 1 日から施行します。

県民および観光旅行者等が安全で安心して暮らし、または滞在することは、地域住民すべての願いであり、地域発展の基盤となるものです。

この条例の施行を契機として、「自分の安全は自分で守る」、「地域の安全は自分たちで守る」という防犯意識を持って、みんなで力を合わせて、安全で安心なまちづくりを進めましょう。

条例本文は、県ホームページでご覧になれます。

【問い合わせ先】

鹿児島県生活・文化課
Tel 099-286-2548

自動車税のグリーン化税制をご存知ですか？

グリーン化税制とは、地球温暖化・